

30 ギリシャ法における裁判官及び検察官の地位

コスタス・E・ベイス

(安達栄司 訳)

1 2500年前、ギリシャの哲学者アリストテレス⁽¹⁾はこう言った。あらゆる国家権力は三つの方向へと現出する。国家の繁栄のために、すべての理性的な立法者はこのことを考慮すべきである。

あらゆる国家権力のこの三機能は、アリストテレスによって次のように特徴づけられた。すなわち、

- (a) 公の事項に関する支配的意思の形成、すなわち、国家権力の立法機能
- (b) 官署によるこの意思の適用、すなわち国家権力の執行機能、そして
- (c) 司法行為

アリストテレスはさらに続けてこう述べる。立法者が訴訟を法的にどのように取り扱うのかは、三つの問題点に関連する。すなわち、

- (a) 誰による？
- (b) 何に関する？ そして
- (c) どのように？

アリストテレスによるこれらの問題設定は、すべての近代的訴訟法の構造に合致する。それはすなわち、

- (a) 司法の組織、並びに訴訟法律関係の主体一般
- (b) そのつどの訴訟対象の確定
- (c) 司法行為請求の適用性に関する訴訟要件、並びに手続方式の決定

ある別の著作において、アリストテレスは、次のように述べている。すなわち、古代アテネでは、裁判所を構成する裁判官は、有力な地方大名でも職業法

(1) Aristoteles, *Politika* IV 1297b-1298.

曹でもなく、匿名の人民であった。市民権を剥奪されず、かつ借金のない満30歳以上のすべてのアテネ人の名前が抽籤壺に投じられ、そこから毎年6千人の名前がその年の裁判官として抽籤された。すべての訴訟の開始前に、このリストからさらに600人の名前が抽籤された。最初の500人はその年に選出された同様のアルコン (Archon) と共に、エリアエア (Eliaea) 裁判所⁽⁴⁾を構成し、他方で残りの100人は手続の終わりまで補充裁判官の任務を果たした。

このような構造の裁判所が、集約的に労働する人々の近代社会にまったく適さないことは、明らかである。

2 現代は、民主主義的構造の司法権を意識的に放棄している。司法権は特別の組織によって行使されている。

このことは、国家権力に関する三機能の組織的分立原則に合致する。この原則の主唱者はモンテスキューであったことは周知のとおりである⁽⁵⁾。ギリシャ憲法26条は、たとえば次のように規定する。すなわち、立法機能は議会及び共和国大統領によって、執行機能は共和国大統領及び政府によって、そして司法機能は裁判所によって引き受けられる。司法権を国民主権の原則 (ギ憲1条) にある程度調和させるために、ギリシャ憲法26条は、裁判所の判決が国民の名において執行されることを規定する。

国家権力の三機能の組織的分立に関する憲法規定は (ギ憲26条)、将来のいかなる憲法改正からも免れている (ギ憲110条1項)。それにもかかわらず、この決まりは、会計検査院に関する1975年の憲法改正のとき暗黙のうちに遺棄された。それまで、ギリシャの会計検査院も、他のヨーロッパ諸国のいずれの会計検査院と同様に、非常に有益な、つまり独立性の保障を享受する行政機関の機能を果たしており、そして、その行政行為は一般行政裁判所において取り消され得たのである。1975年の憲法改正によって、会計検査院の行政行為の適法性のチェックは会計検査院自体にゆだねられ、そのため、会計検査院は、それ以来、行政組織としての機能と行政裁判所としての機能を同時に果たしているもので、当然のことながら、そこでそのつど提起される法律事件についての必要

(2) Aristoteles, aaO 1300b, 15-17.

(3) Aristoteles, Athenen Politeia, B LXIII.

(4) つまり太陽裁判所。屋外で太陽の陽のもと開廷されたからそう呼ばれるのである。

(5) L'esprit des lois, Liver XI, 1784.

的中立性を示すことができず、ヨーロッパ人権条約 6 条 1 項の規定に反しているのである。

3 このような異例を度外視するならば、裁判所は、物的及び人格的の独立性を享受している、いわゆる正式裁判官によって占められている（ギ憲 87 条 1 項）。

裁判官だけでなく検察官もまた一すべて総称して裁判所官吏（*richterliche Amtsträger*）と呼ばれる一、その資格要件及びその選出手続を規定する法律に基いて、大統領令によって任命される（ギ憲 88 条 1 項）。

この法律によれば、裁判所官吏として任命されるのは、満 27 歳をすでに超え、まだ満 40 歳に満たないギリシャの国籍を有する者に限られる（1756/1988 法 36 条）。

次のような事項に該当する特定の者は裁判官職から除外される。すなわち、兵役をまだ果たしていない者、または一定の刑事犯罪を理由とする有罪判決を受けた者、そしてさらに、裁判所官吏に合致しない生活態度または性格を示し、そのことが理由付きの裁判所の判断によって確定された者（1756/1988 法 37 条）。

志願者は、所定の国家試験に合格した後に、2 年間の試用期間をもって裁判官試補として任命される（1756/1988 法 75 条。ただし、1868/1989 法によって改正された）。

すべての裁判所官吏は、憲法に基づく人格的独立性の保障を享受する（詳細は、後述 6）。物的独立性を享受するのは、しかし、裁判官だけあって、検察官はそうでない（ギ憲 87 条 2 項、88 条 1 項）。

4 物的独立性とは、裁判官の自己の職務遂行にあたり憲法と法律のみに服従するものでなければならない、という原則のことである（ギ憲 87 条 2 項）。したがって、裁判官が最上級の裁判所の判例に拘束される、というルールは憲法違反ということになろう。

そのほかに、憲法は、裁判官が他の国家機関、たとえば首相、司法大臣、大統領、または破棄院付法務官（*Generalanwalt des Kassationsgerichtshofs*）からの指図に服することを、禁止している。同様に、裁判官は自己の職務遂行にあたり報道、利益団体、並びに政党からの圧力にさらされてはならない。

裁判官の物的独立性のもうひとつの効果が、裁判官はいかなる場合において

も憲法の崩壊した状態で下された諸規定に従ってはならない、という憲法上の規定である（ギ憲87条2項）。この規定は、クーデターのときに司法の領域において蜂起に荷担すること、あるいは反逆者に無言で服従し、よって民主主義の崩壊に寄与することのいずれかを裁判官に対して抑制させる。

この規定は、その起源を古代アテネの裁判所制度に有する。デモステネスが我々に伝えるように⁽⁶⁾、すべての（人民）裁判官はその任務を引き受ける前に次のような宣誓を行わなければならなかった。『私は、アテネの法律と人民表決に従って、並びに500人議会の採決に従って判断します。もし、関連する決まりが存在しない場合には、私は、事件を正義に則って判断します。私は、専制的支配者及び寡頭政治家を決して承認しません。そしてアテネ人民の支配を崩壊させる者がいても、あるいは人民支配に反して命令を下す者がいても、私は、その者に服従しません。』

権利保護を正しく付与するためのかなめは、したがって、裁判官の物的独立性である。しかし、この独立性が誤用されて恣意の口実となってはならない。言い渡される判決の法律適合性は、確実な審査が可能なものでなければならぬ。しかしながら、司法府によるこの法律適合性のチェックは、相応する最終的判決が下されて初めて行なわれなければならない。

この法律適合性のチェックは、第一に上訴による破棄によって、まれな重大な事件の場合には、すなわち裁判官がその職務の遂行にあたり懲戒対象行為、民事不法行為さらには刑事犯罪を故意に、あるいは場合によっては重大な過失によって行なった場合には、この裁判官に対する個人的な賠償請求によって、行なわれる。

5 裁判官の活動の法律適合性のチェックを可能にするために、ギリシャ憲法87条第3項はいわゆる裁判所監督の制度を規定する。これは、上級の裁判官並びにアレオバグ、すなわち民事・刑事破棄院付けの検察官及び副検察官によって、法律の定める基準に従い実施される。

監督裁判官は次のことを管轄する。

- (a) すべての裁判所官吏の資質を評価すること、並びに
- (b) 場合によっては、裁判所官吏に対する懲戒の訴えを提起すること（1756/1988法84条及び85条。ただし、1868/1989法によって改正された）。

(6) Demosthenes, Gegen Timokrates §149.

裁判所官吏に対する懲戒権限は、最上級の懲戒審査会 (Disziplinarrat) によって法律の定める基準によって行使される。この懲戒審査会は、最高行政裁判所長官を裁判長として、2名の副長官もしくは最高行政裁判所、民事・刑事破棄院並びに会計検査院の別の裁判官、並びに2名の大学法学部正教授から構成される。最高懲戒審査会の構成員はすべて、同等の最高裁判所または少なくとも3年以上、国立大学法学部で活動している人達の中から抽選によって指定される。被告人が所属する裁判所部門の各構成員は、そのつど排除される。懲戒の訴えが行政裁判所の構成員に対して申し立てられている場合には、民事・刑事破棄院の長官が裁判長を務める (ギ憲91条)。

上述の最高懲戒審査会は司法裁判所ではなく、むしろ行政官庁の性格を有しているけれども、その人員構成にかんがみれば、懲戒審査会の判断を行政裁判所で取り消すことは許されない (ギ憲91条4項)。

6 裁判所官吏の人的独立性は、以下の局面で現れている。すなわち、

- (a) 裁判所官吏は終身雇用され (ギ憲88条1項)、裁判所の判決によってのみ解雇される。
- (b) その俸給はその官職に相応しなければならず (ギ憲88条2項)、このことは、判例によれば次のように解されている。すなわち、裁判所官吏は、他の公務員または公共機関職員にそのつど給与されるあらゆる追加補助金を自動的に取得する。
- (c) 裁判所官吏の昇進及び俸給に関する規則並びにその身分は、通常、特別法によって定められる (ギ憲88条3項)。
- (d) 裁判所官吏は、事務総局規則に従い、最高裁判所協議会による事前の決定によって昇進、転任、退官し、また別の裁判権の分野へと転出させられる (ギ憲90条1項)。
- (e) 裁判所官吏は、収入を伴う他の活動並びに他の職業に従事してはならないが、例外として、学術会議の会員として、または大学教授として選出されることは許される (ギ憲89条1項)。

裁判官の独立性の保障としての終身雇用は、ヘロドトスの著したヨーロッパの文献において最初に見いだされる⁽⁷⁾。ヘロドトスはこう記している。ペルシア王カンゼセスは、彼の姉妹の一人に恋をした。絶対に彼女と結婚したいのだ

(7) Herdotos, Geschichte-Thaleia, 31.

というほど熱烈に。しかしそれは当時でも尋常なことではなかった。そこで彼は王室裁判所に対して、法は妹と結婚することを我に許可しているかと尋ねた。こういうわけでヘロドトスは更に続けてこう記す。王室裁判所の裁判官は堅実な誉高き人たちであり、法律違反が自己の責任に帰せられる場合を除いて、その死に至るまで自己の任務を全うしなければならなかった。つまり、このような尊敬すべき独立の裁判官に対して王は、自分の妹と結婚することが許されるだろうか、と尋ねたのである。ヘロドトスは、王の怒りを避けようとして、抵抗できないということを理由にして兄弟間の結婚を禁止する古法を破ることのなかった裁判官たちの思慮を褒め称えている。自己の生命を危機にさらすことなくして、裁判官たちは、王の我がまを満足させる別の法を発見したのである。すなわち、裁判官たちは次のように述べた。確かに、兄弟間の結婚を法は禁止しています。しかし、別の法は、ペルシャの王には自己の望むことのすべてを行うことを認めています、と。

このエピソードは、いかに裁判官の独立の制度的保障が弱いものであるかということを明らかにしているように私には思われる。法のすり抜けという問題の事例においては、その制度的保障はただ合法性の外観を付与するに過ぎない。それゆえに、人が裁判官の独立性の保障の実効性を考察する際の慎重さはもっともなことである。

その際に以下の2つの経験的事実が重要である。

(a) 第一に、すべての公権力は、すべての政治権力としてもまた、液体と同じ様に拡流し、そしてすべての空間もしくは抵抗の弱い空間を充足するという傾向に従うこと。すなわち、一国の政治力は、裁判官の独立性の原則を明示しているにもかかわらず、概して、司法の克服を望んでいる、ということは事物の本質である。

(b) 第二に、司法における裁判官の独立性の憲法的保障は、過去60年の間にギリシャが2度にわたって経験した独裁制によっても手をつけられなかったこと。このことは、独裁制の専横にとって裁判官の独立性の保障はなんら恐れるに足りないものであったということを明らかにする。

7 裁判官の独立性の憲法的保障の実効性が限定されるというこのような苦い経験は、憲法上の規制をより詳細に検討するならば、残念ながら認めざるをえない。

(a) 裁判官活動の終身性という法律上の概念は、終身性という同様の経験的

概念とは一致しない。裁判所官吏はその死に至るまで活動できるわけではない。満65歳（最上級裁判官は67歳）の満了をもって、裁判所官吏は退官する（ギ憲88条5項）。この規則は、目前に迫っている引退やすでに内密に合意されている彼らのその後の私企業での活動を考慮するならば、多くの裁判所官吏が過小評価ではない弛緩状態にさらされるという危険性を取り除くことができない。

(b) 確かに、裁判所官吏は他の有償活動または他の職業に従事することが禁じられている。しかし、例外的に彼らは、評議会や委員会に報酬を得て参加することができる（ギ憲89条2項）。解釈上あるいは慣習上、実務では、非常に高額な報酬が支払われる仲裁人の活動もこれに含まれると理解されている。しかしながら、裁判官はその活動を通じて自分自身の顧客を得ることはできない。多くの高名な裁判官が仲裁人として無遠慮に蓄財することに端を発する公衆の意見の圧力を受けて、法改正によって、裁判所官吏の仲裁人活動にいくつかの制限が導入された。たとえば、仲裁人としての裁判官は、もはや当事者によって任命されるのではなく、裁判官委員会によって任命され、その最高報酬額には法律上多くの枠のなかに置かれ、また裁判所官吏は仲裁判断の言い渡し後、一年間経過してようやく再び仲裁人に任命され得る。これらのすべての制限は、しかし、国際仲裁のケース、並びに、ギリシャの国庫、または他の公法上の領域におけるその他の法人が当事者となり、訴訟対象の訴額が非常に高額であるケース、すなわち政府及びその政策上の要求に裁判官が従属する危険性をもっとも高いと思われるケースには、適用されない。

(c) 裁判所官吏は、確かに、最高裁判所協議会の決定によって昇進する（ギ憲90条1項）。しかしながら、最上級裁判所の長官及び副長官並びに最高法務官への昇進は、政府委員会の決定に基づいて行われる（ギ憲90条5項）、そのために、最上級の裁判官はそのつどの政府の恣意、ひいてはそのつど支配的な政党の恣意にさらされている。このことは、実際には、あらゆる政党が自己の支持者たる裁判官からなる裁判所を形勢することができる、という危険性をおそらく排除することができないだろう。それゆえに、このような昇進制度は、すべての法律家団体によって、特にギリシャ共和国裁判官連盟によって拒絶されている。

最上級の裁判官職がそのつどの政府、したがって政党に依存することは、残念ながら1986年の憲法改正によって強化された。政府の崩壊、議会の多数派の機能不全の際に新しい政府を作るために、また議会の解散、すなわち議会の会

期の満期終了の際には、3つの最上級裁判所の長官のひとりとして、臨時政府の首相が任命されるのである（ギ憲37条3項）。

(d) したがって、司法権の実施には、上述のようなそのつどの政府への依存関係があるならば、特に裁判所官吏が、最高裁判所協議会の決定に基づいて昇進し、転勤し、出向し、別の裁判所の分野へと配置替えされるならば、裁判官の独立性の実効性はほとんどない。

8 裁判官の主たる任務は、裁判を下すことである。

問題なのは、司法行為を他の国家機関の活動から区別するその根本的な特徴は何かである。

ギリシャの文献においては、それに関して一致していない。まったく初めから誤った特徴を引き合いにだしたり、あるいは必ずしも常に保証されることのない特徴を引き合いに出したりする多くの見解が主張されている。

私見によれば、司法行為の中核は以下の主たる特徴からなっている。

- (a) 裁判所であること（ギ憲27条3項）、すなわち行政機関でない
- (b) 裁判所が、その物的及び人格的独立性（ギ憲87条1項）並びにその中立性に関する（ヨーロッパ人権条約（以下、EMRK）6条1項）、法律上の規定をもって活動する正式の裁判所によって構成されており、
- (c) そしてその裁判所は、公正な訴訟の枠内において（EMRK 6条1項）
- (d) かつすべての当事者に対する法的審問権を保障したのちに
- (e) 判断を要する法律関係を、既判力によって拘束力に確定する⁽⁸⁾、ことである。

裁判所が、私法上の、さらには公法上の訴訟関係及び実体法関係を形成する権限を有するということは、まさにその他のすべての国家機関が形成的行為を発令するのと同様に、ひとつの付随的現象である。この付随現象は、原告のもつ形成的訴権に応じて既判力をもって確定することに依拠しており、それによってこの確定は、実現された法形成の合法性及び拘束力に関するさらなる裁判上の事後審査を排除する。

このことは特に、真正の非訟事件において明らかである。すなわち、この場合、司法行為の対象は、調整的処分が発令であり、この処分は、行政府のあらゆる行政行為とは対照的に、その合法性ひいては拘束力に関する裁判上の事後

(8) Beys, Einführung in das prozessuale Denken (hellenisch), 3. Aufl. 1981 § 1. 2. 11 S. 26.

審査を排除するので、そのために非訟事件上の処分は、公の行政と司法の限界領域に組み込まれている⁽⁹⁾。

9 上述の裁判官の機能は、検察官の機能とはまったく異なる。検察官は、たとえギリシャ憲法においては裁判官とともに裁判所官吏に数えられ、確かに名誉ある公益の代表者ではあるとしても、しかしながら検察官は依然として訴訟においては裁判所に申し立てを行い、自己の論拠を示して法的及び事実的な主張を行なう一方の当事者にとどまっている。

ギリシャの実務においては、検察官の席は裁判官席、より詳しく言えば裁判官席の左翼に位置する。すなわち当事者、その代理人たる弁護士の席よりもかなり高い位置に、そして被告人席に比べればもっと高い位置にある。

それにもかかわらず、検察官は当事者であり、この意味において検察官は当事者平等原則に服している（ギ民訴110条1項）。

ギリシャの実定法は次のように述べている。すなわち、検察は裁判官庁であり、しかも裁判所及び行政府から独立している（1756/1988法24条1項）。検察は一体かつ不可分で活動し、法律の維持、市民の保護、並びに公秩序のルール of the 保持を任務としている（1756/1988法24条2項）。検察の土地管轄は、活動する裁判所の土地管轄に対応している。

検察官の間には、裁判官には想定できないような上下関係がある。なぜなら、検察官の地位は独立原則とは相容れないからである。すべての検察官の頂点に立つのが民事・刑事破棄院（アレオパグ）の検察官である（1756/1988法24条4項）。

すべての検察官は、自己の上司の指示を執行する公的義務を負う。しかしながらその職務の行使に際しては、特に自己の意見の表明に際しては、検察官は、法律と自己の認識に従うこと以外に、拘束されない（1756/1988法24条4項）。このような規則に基づいて、検察官は、たとえば自己の上司によって命じられた控訴を提起し、被告人に無罪を言い渡した判決の取り消しを申し立てる義務を負う。しかし、控訴裁判所において同様の弁論がある場合、検察官は同じ被告人に対して無罪判決を申し立てることができる（1756/1988法24条5a

(9) Betterman, Die Freiwillige Gerichtsbarkeit im Spannungsfeld zwischen Verwaltung und Rechtsprechung, Festschrift für F. Lent, 1957 S. 17ff. Derselbe, Verwaltungsakt und Richterspruch, Festschrift für W. Jellinek, 1955 S. 361ff.

項。ただし、1868/1989法によって改正された)。

控訴裁判所付き検察官並びに第一審付き検察官は、自己の管区内のその他の検察官に対して、さらに同一の管区内で活動する捜査機関、公的告発機関、公証人、検察職員、土地登記官、船舶登録官、並びに航空機登録官、さらには戸籍登録官や裁判所執行官に対して指示を発することができる(1756/1988法24条5b項)。

検察官の権限に属するのは(1756/1988法25条)

- (a) 捜査手続の指揮
- (b) 刑事法上の公訴提起
- (c) 予審の実施
- (d) 刑事犯罪の予防と追跡に関する警察の活動の監視、並びに警察の活動に関する適法性の審査
- (e) 刑事判決に対する上訴の提起
- (f) 刑事判決の執行
- (g) 刑務所の監督
- (h) 夫婦間並びに親子間の法律関係に関わる一定の法律事件に関する民事裁判所での私訴の提起
- (i) 非訟事件に関する弁論における公益の代表

その他に、アレオパグ付き検察官は、すべての破棄判決の適法性及び理由具備性に関して公益を代表する権限をもつ。さらにアレオパグ付き検察官は、裁判の一体性維持をはかって、法律の利益のためにすべての判決に対して期間の拘束なくいかなる理由からもしわゆる破棄を申し立てることができるが、ただし原則として当事者に対する効力は伴わない(ギ民訴557条)。

ギリシャの実定法の著しい欠陥となっているのは、訴訟関係者が自己に不利益をもたらした検察官の違法行為を取り消すための裁判所も手続も存在しないことである。その法律上の性格からいって、検察官の行為は行政行為である。けれども、その行為は行政官庁によって発令されるのではない。検察官は、憲法上、裁判所官吏とみなされている。しかし行政裁判所の管轄に属するのは、もっぱら行政官庁の違法な行政行為の取消しだけで、検察官の行為の取消しは含まれない。したがって、この点で法治国家の原則は実現されていない。

10 すべての裁判所官吏は次のことを請求できる。

- (a) 俸給の支給(1756/1988法43条)

- (b) 一ヵ月間の年休暇 (1756/1988法44条)
- (c) 夏期, クリスマス, イースターの裁判所休暇期間中の平穩
- (d) 満45歳未満時における外国での研修休暇 (1756/1988法46条)

さらに裁判所官吏も, その他の市民に帰属する基本権を享受するが, もちろん以下の例外がある。

- (a) 特定の政党の有利に声明することは, いかなるものであったか, 裁判官及び検察官に禁止されている (ギ憲29条 3 項)。自明ながら特定の政党の不利に声明することも同様に禁止されているとみなされている。
- (b) 裁判官及び裁判官のストライキはいかなる形態のものであっても禁止されている (ギ憲29条 2 項)。

11 政治的論争の分野で, また著しく政治的反響のある訴訟をきっかけとして, 裁判官の民主主義的正統性が多くのマスメディア並びに多くの政治家によってしばしば争われている。

すでに冒頭で言及したように, 司法権力の絶対的民主主義的構造は, 現代では著しいマイナスとなる。

我々が陪審や多くのアメリカの州で遭遇するような古代アテネの裁判所組織モデルの残滓, すなわち市民の代表者による直接の司法の保障は, アテネ式モデルの必然的廃止をもたらすマイナス点を明らかにする。すなわち, 判決が法的に貧弱にしか理由付けされていないことである。この貧弱な理由付けは, しばしば市民裁判官の感情的反応を反映している。

中立のかつ独立の裁判官による, 並びに詳細に理由づけられた判決を通じての正しい司法行為の保障は, 市民の支配する司法の観念とはほとんど調和しえない。

この意味において, 裁判官には原則的に民主主義的正統性が欠けている。この不足分は, しかし, 国民の代表としての憲法の起草者たちによって引き受けられた, 自由でかつ当然理性的でもある選択の結果であり, いずれにせよ黙示的に国民も同意していることである。

したがって, 裁判官に民主主義的正当性が欠けていることは, 裁判所組織のなかにではなく, すべての個々の裁判所の判決の内容の中に見いだされなければならない。

裁判所の判決のための詳細でかつ満足の行く理由付けを得るために, 国民は, 司法行為に対して直接の影響力を行使することを放棄したのである。

裁判所によって科せられた刑罰の共和国大統領による恩赦の場合を例外として（ギ憲47条）、言い渡された裁判所の判決の法的効果、特に既判力と執行力を取り消すことは、行政府にも立法府にもできない⁽¹⁰⁾。

したがって、国民主権の本来の代表者たる議会は、国民感情に反する司法府の判決を無効にすることができない。

それにもかかわらず、裁判官の民主主義的正統性が現れている二つの重要な領域が存在する。

(a) 不特定の法律概念、たとえば良俗違反または過失ある当事者行為、を裁判官が具体化する場合、裁判官はその評価を自己の個人的な観念または感情的反応に依拠させることはできない。裁判官は、むしろ、訴訟の時点で社会に支配的な世界観を見つけだし、そしてその基準に従って不特定概念を具体化する職務上の義務を負っている。

(b) 手続並びに言い渡された判決の公開において。民主主義原理の側面から見ると、すべての公権力の基礎として、それはまったく満足の行くものではないが、ひとは公開原則を法廷をコントロールする手段にすぎないとみなしてきた。手続及び判決の公開という憲法原則の意義は、むしろ、裁判官の判断に対する公衆の意見や批判を述べることを可能にすることにある。

12 裁判所官吏の活動に対する公衆の批判は、国家権力のあらゆる機能の源泉としての国民主権に依拠している。訴訟が終結しており、どのように判断を下すべきかについて裁判官が批判の影響を受ける危険性は存在しないという限りにおいて、司法に対する国民のコントロールを抑止しておく十分な根拠はない。

裁判所官吏もまた、マスメディアの妨害的圧力にさらされている。ほんの2週間前までは、詳細な法的規制がなかったので、通常、ギリシャの裁判所は、明白な濫用の状況を除いて、法廷からのマスメディアの排除を命じることは回避しようとしていた。しかし1994年5月28日以来、原則としてラジオ、テレビ、またはビデオによる裁判手続の中継は禁止された。ただし、裁判所が検察官並びにすべての当事者の同意を得て別段の命令を発する場合にはその限りでない（2145/1993法28条）。この禁止は、当然、新聞には適用されない。

(10) 通説であるが、異なる判例がある。

* 本稿は、アテネ大学コスタス・ベイス教授 (Prof. Dr. Kostas E. Beys) が DIKE International, 1 (1994) に掲載した論文, Die Stellung des Richters und des Staatsanwalts im hellenischen Recht の邦訳である。